

土地改良施設突発事故復旧事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 1,642（1,597）百万円】 (令和5年度補正予算 445百万円)

<対策のポイント>

土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプライン破裂等の突発事故が年々増加していることから、突発事故が発生した場合においても、営農等に支障が生じることのないよう、早期に施設機能を回復させます。

<事業目標>

農業水利施設の戦略的な保全管理

<事業の内容>

土地改良施設で発生した突発事故の現地仮復旧及び機能回復を行う復旧工事を迅速に実施します。

1. 直轄事業

【実施要件】

- ・機能保全計画等に基き、適切に保全管理されている
- ・国営造成土地改良施設
- ・末端支配面積：100ha以上 等
- ・復旧事業費：2,000万円以上

2. 補助事業

【実施要件】

- ・機能保全計画等に基き、適切に保全管理されている
- ・土地改良施設
- ・末端支配面積：20ha(中山間地域等は10ha)以上 (団体営事業のうち営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端支配面積によらず適用可能)
- ・復旧事業費：200万円以上

<事業の流れ>

(直轄事業)



(補助事業)



<基幹的農業水利施設の状況>

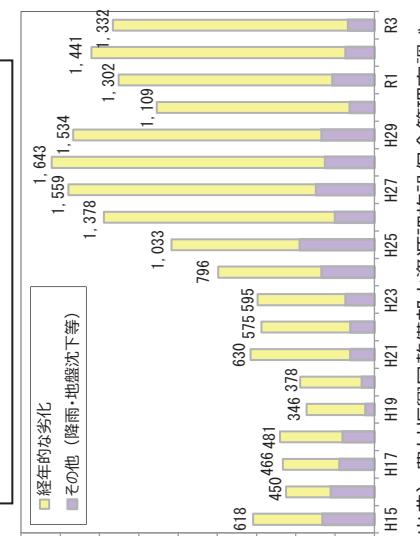
既に標準耐用年数を超過した施設 全体の51%（12,017箇所）



資料)「農業基盤情報基礎調査（R3.3時点）」による推計

<事業イメージ>

農業水利施設の突発事故発生状況



出典) 農村振興局整備部水資源課施設保全管理室調べ

<突発事故への迅速な対応>

復旧工事



現地調査（突発事故の確認）



施設管理者から一報



突発事故の発生



国営造成施設総合水利調整管理事業 <公共>

<対策のポイント>

近年の台風や豪雨による水害の激甚化等を踏まえ、国営土地改良事業で造成したダムの事前放流※の取組効果の検証等により、洪水調節機能の一層の強化を図るとともに、国営土地改良事業で造成された施設に係る河川法第23条の流水占用の許可（以下「水利権」という。）の更新協議に必要な調査、これら施設に設置された小水力発電施設に係る水利権の更新協議及び取得協議等を行います。

<事業目標>
安定的な用水供給の確保、流域治水の推進

<事業の内容>

1. 農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る事業

国営土地改良事業で造成された農業用ダムの事前放流等の取組効果の検証等を行うとともに、必要に応じて運用の見直し等を行い、農業用ダムの洪水調節機能の強化を図ります。

2. 水利権更新に係る事業

農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた水利権のうち、水利権の内容に著しい変更が生じている地区、許可期限を迎える地区について、水利権を更新するための河川管理者との協議に必要な営農状況、必要水量の調査等を行います。

3. 小水力発電施設に係る水利権の更新及び取得に係る事業

農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた小水力発電水利権のうち、許可期限を迎える施設や、新しく水利権を取得する施設について、河川管理者との協議に必要な発電用水量の検討、必要な施設整備の検討に必要な調査等を行います。

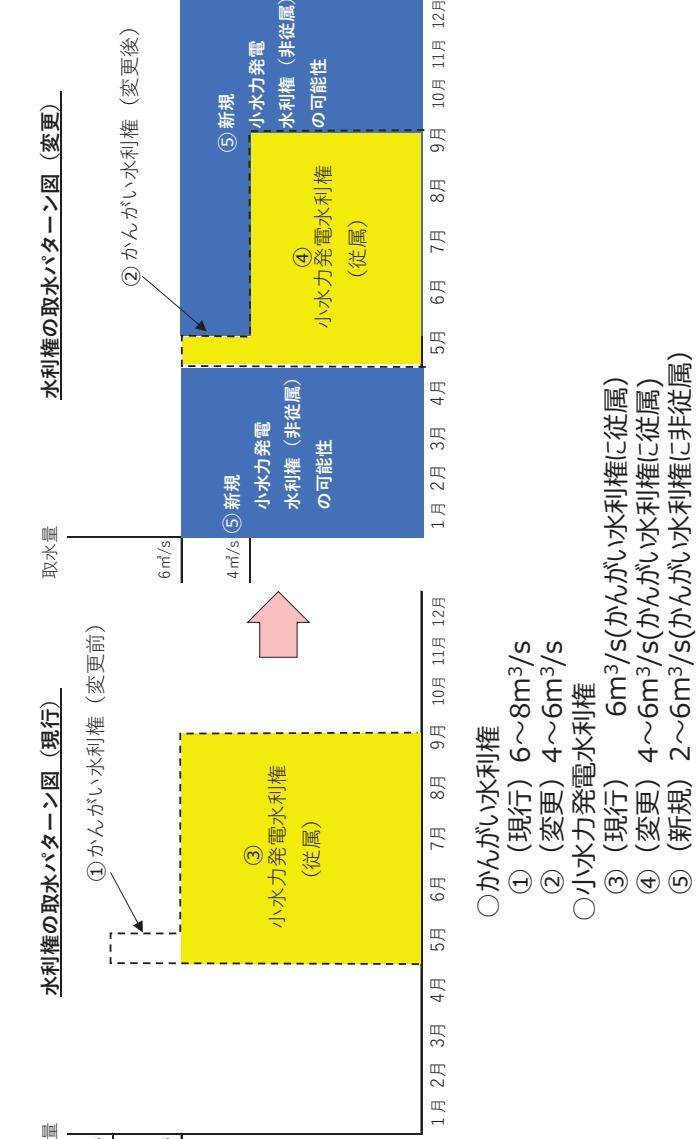
※下線部は拡充内容

[令和6年度予算概算決定額 950（765）百万円]

※ 最大3日（72時間）前から、ダムの貯水位を低下させて洪水調節のための容量を確保する取組

<事業イメージ>

【小水力発電水利権の更新・新規取得】



※②かんがい水利権の変更に伴い、④小水力発電水利権の更新や

⑤新規取得協議に必要な調査を実施

<事業実施主体> 国（国費率：10/10）

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課（03-3502-3083）

基幹水利施設管理事業 <公共>

[令和6年度予算概算決定額 4,627（4,499）百万円]
(令和5年度補正予算額 857百万円)

<対策のポイント>

大規模で公共・公益性的高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<事業の内容>

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成^{*1}し、施設機能の適正な発揮を確保します。

(※ 1) 包括的民間委託の試行に係る調査、契約書類の作成等に要する費用及びその実施に係るかかり増し費用(定額)を含む。)

1. 一般型 (国庫補助率：30%、流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は1/3)
【対象施設】ダム、頭首工、用排水機場、排水通門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

【実施要件】① 国により都道府県又は市町村へ管理委託されたものであること
② 1施設当たりの受益面積がおおむね1,000ha以上※2^①、

烟を受益とするものについては300ha以上※2^②

(※ 2 地盤沈下地帯においては、①500ha以上、②100ha以上)
③ 非農地率がおおむね10%以上
④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの又は流域治水

プロジェクト等に位置付けられた施設

2. 特別型 (国庫補助率：1/3、平成7年度以前の採択地区は40%)

【対象施設】ダム、頭首工、排水機場、防潮水門

【実施要件】① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
② 1施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha以上

③ 非農地率がおおむね20%以上

④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ> 30～40%、定額

都道府県

都道府県

市町村

<事業イメージ>

【対象施設】



(地区の用水分管理) (ポンプの運転)



(ゲートの操作) (水路の壅芥除去)



(ポンプの点検整備) (ゲートの塗装)

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3591-7073)

水利施設管理強化事業 <公共>

【令和6年度予算概算決定額 2,735（2,536）百万円】
（令和5年度補正予算額 627百万円）

<対策のポイント>

国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行って、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

1. 一般型（国庫補助率：1/2（①～④）、定額（⑤））

【対象施設】管理強化計画に基づき土地改良区等が管理する国営及び国営附帯県営造成施設

- ① 防災・減災機能を有する施設：洪水調節機能強化等を含む多面的機能発揮に応じた費用（維持管理費の「0.75/1.75」相当）
- ② ①以外の施設：多面的機能の発揮に応じた費用（維持管理費の「0.6/1.6」相当）
- ③ 土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用
- ④ 管理水準向上のための技術的支援等に要する費用
- ⑤ 包括的民間委託の試行に係る調査、契約書類の作成等に要する費用及びその実施に係るかかり増し費用

2. 特別型（国庫補助率：1/2）

【対象施設】洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池、排水機場等の農業水利施設（1の対象施設を除く）

【対象経費】流域治水の取組に要する費用
・治水協定ダムの事前放流、低水位管理
・ため池の低水位管理、水位計等による遠隔監視
・農業水利施設による地域排水等

<事業の流れ> 1/2、定額
↑
国 → 都道府県 → 都道府県 → 市町村

※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



施設の役割に応じた支援



農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課（03-6744-1363）